128ページ

身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第５号）

表を掲載しています。詳細については障害者福祉課援護係へお問い合わせください。

視覚障害

１級

両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.01以下のもの

２級

１　両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの

２　両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの

３級

１　両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの

２　両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの

４級

１両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの２両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの

129ページ

身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第５号）

表を掲載しています。詳細については障害者福祉課援護係へお問い合わせください。

130ページ

身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第５号）

表を掲載しています。詳細については障害者福祉課援護係へお問い合わせください。

視覚障害

５級

１両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの

２両眼による視野の２分の１以上が欠けているもの

６級

一眼の視力が0.02以下,他眼の視力が0.6以下のもので,両眼の視力の和が0.2を超えるもの

131ページ

身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第５号）

表を掲載しています。詳細については障害者福祉課援護係へお問い合わせください。